

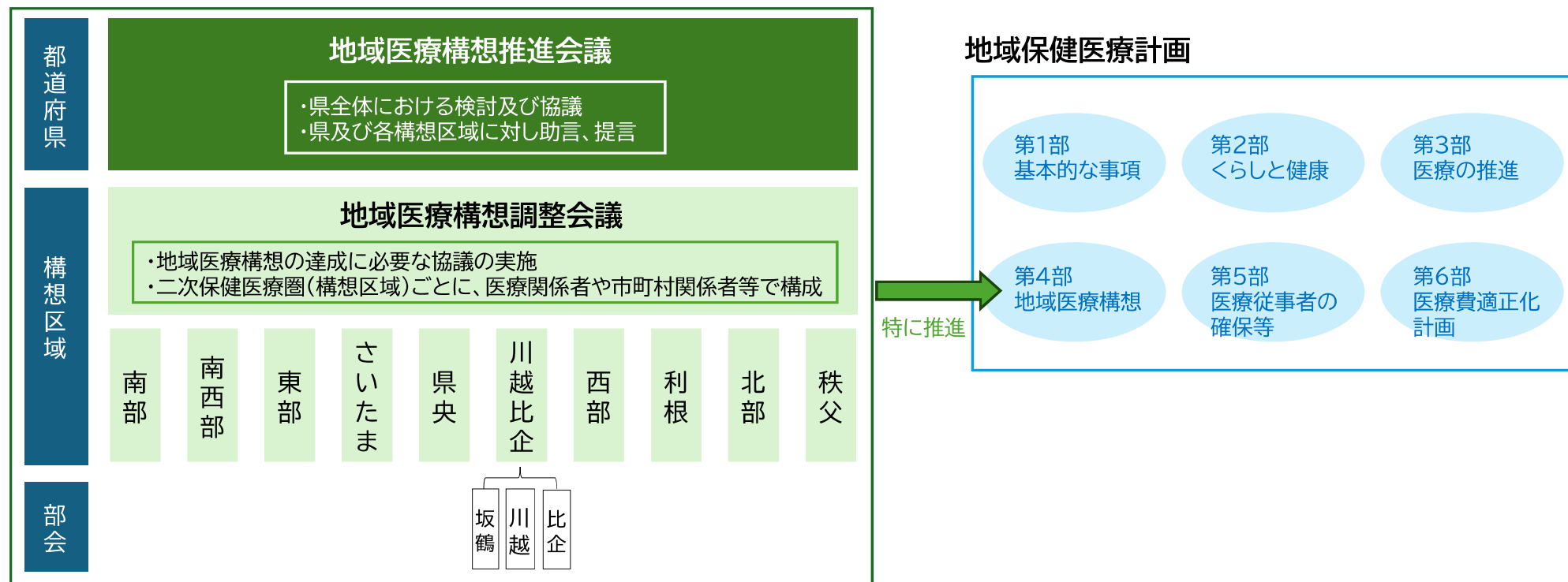
新たな地域医療構想について

現行の地域医療構想の推進体制

現 状

- 本県の地域医療構想の推進は、都道府県単位の会議体(地域医療構想推進会議)及び構想区域(地域医療構想調整会議)で検討・協議が行われている。地域の実情に応じ部会が設置されている構想区域も存在する。
- 現行の地域医療構想は、地域保健医療計画の一部(第4部 地域医療構想)について、特に推進を図るために設置された会議体であるといえる。

<参考 各会議体の機能と役割>

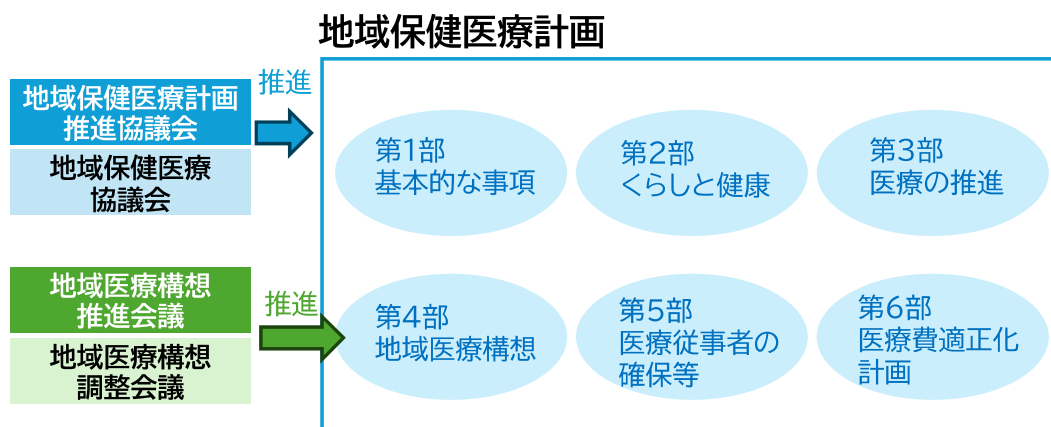


新たな地域医療構想について検討する会議体について

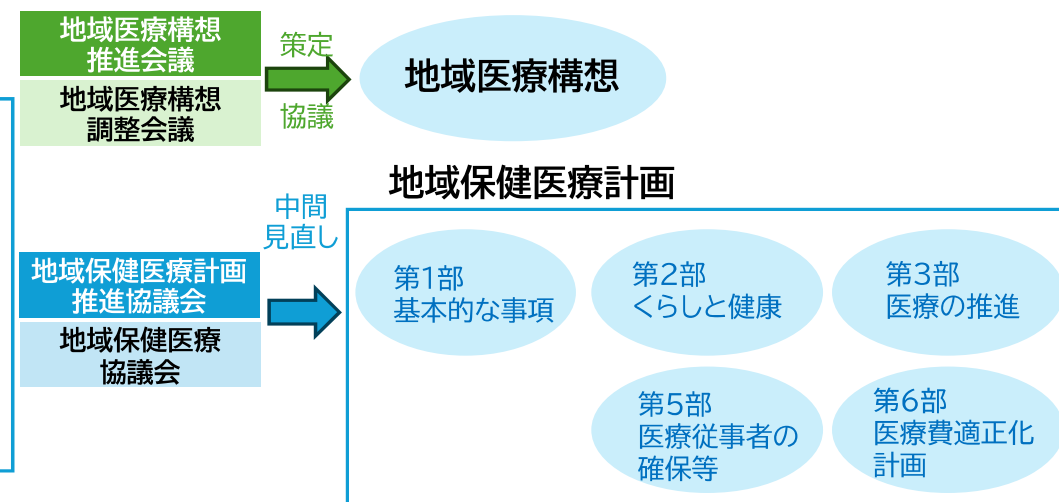
課題① 新たな地域医療構想について検討する会議体

- これまでの地域医療構想推進における協議・検討の連続性を考慮し、新たな地域医療構想は「**地域医療構想推進会議**」を中心に策定・推進することとし、地域での協議を「**地域医療構想調整会議**」で行うこととしてはどうか。
- その際、現在、地域医療構想が地域保健医療計画の一部であることに鑑み、地域保健医療計画全体の推進を図るための会議体である、**地域保健医療計画推進協議会**の**了解を得る**こととしてはどうか。

<現在の推進体制>



<改定作業>



対応①

「地域医療構想推進会議設置要綱」における、**推進会議の「役割」の項目に、「地域医療構想の策定」に係る文言追加等の改正を行う。**

新たな地域医療構想を推進する体制について

課題② 新たな地域医療構想を推進する体制について

- 新たな地域医療構想において、医療機関機能や外来・在宅医療、介護との連携、精神医療等の新たな項目が加わるため、現在の委員において不足する関係者を追加すること、さらに協議事項の追加・変更を行う可能性がある。

令和6年12月18日 第114回社会保障審議会医療部会 資料1

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会報告書より作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

① 病床機能

- ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ

② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)

- ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医療及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告

③ 構想区域・協議の場

- ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)

② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等

- ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
- ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)

② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める

③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

11

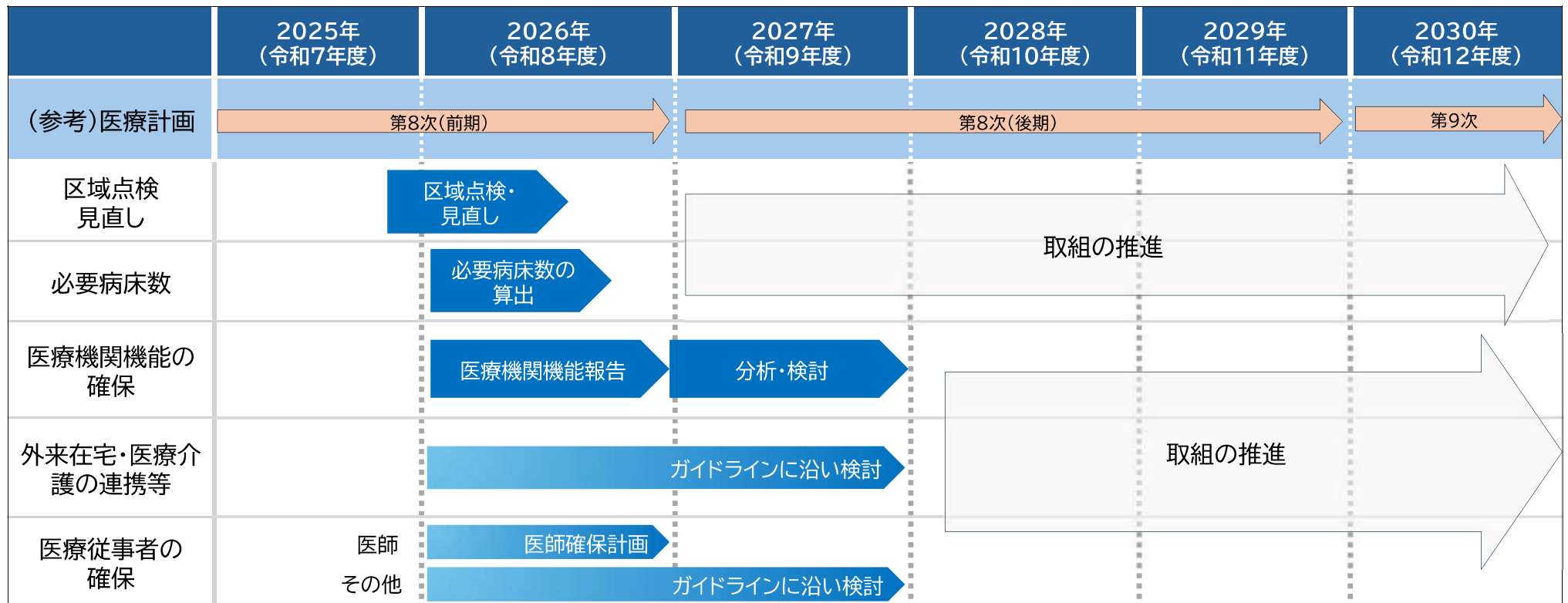
対応② ▶ ガイドラインに沿い、新たな委員の選任及び地域医療構想調整会議設置要綱の協議事項の修正を行う。

新たな地域医療構想策定について 本県におけるスケジュール

新たな地域医療構想に関するとりまとめより

- 2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう、新たな地域医療構想を策定・推進するべきである。
- 新たな地域医療構想を通じて、病床の機能分化・連携に加え、地域ごとの医療機関機能(高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等)及び広域な観点の医療機関機能(医育及び広域診療等の総合的な機能)の確保に向けた取組を推進するべきである。

<新たな地域医療構想策定に向けた主な項目の検討の見通し>



新たな地域医療構想の策定について スケジュール（案）

	新たな地域医療構想	第8次保健医療計画の中間見直し
3月	地域医療構想推進会議（書面）	計画推進協議会（書面） 地域保健医療協議会（書面）
4月		
5月		
6月	地域医療構想推進会議（素案①） → 調整会議（10圏域）	計画推進協議会（見直し案の骨子等） → 地域保健医療協議会（10圏域）
7月		
8月	地域医療構想推進会議（素案②） → 調整会議（10圏域）	計画推進協議会（見直し案の指標等） → 地域保健医療協議会（10圏域）
9月		
10月	地域医療構想推進会議（全体案） → 調整会議（10圏域） 医療審議会（全体案の報告）	計画推進協議会（見直し案等） → 地域保健医療協議会（10圏域） 医療審議会（見直し案の報告）
11月	パブリックコメント等	パブリックコメント等
12月		
1月	地域医療構想推進会議（最終案） → 調整会議（10圏域） 医療審議会（諮問）	計画推進協議会（見直し案の確定） 医療審議会（諮問）
2月	2月定例会議案上程	2月定例会議案上程
3月		地域保健医療協議会（10圏域）